

**<訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護>**  
**重要事項説明書**  
**<令和6年6月1日現在>**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒500-8309 岐阜県岐阜市都通2丁目2番地 岐阜市民福祉活動センター内
電 話 番 号	0 5 8 - 2 5 5 - 5 5 1 1
代表者（職名・氏名）	会 長 神 田 定 夫
設 立 年 月 日	昭和33年1月（昭和42年3月法人化）

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会訪問入浴サービス	
サービスの種類	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
事業所の所在地	〒500-8887 岐阜県岐阜市西野町六丁目北町9番地2	
電 話 番 号	0 5 8 - 2 1 5 - 1 9 0 5	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	2 1 7 0 1 0 1 6 3 4
管理者の氏名	熊田 薫	
通常の事業の実施地域	岐阜市内全域、岐南町、北方町、瑞穂市、笠松町 本巣市（一部）、羽島市（一部）	

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、専用車両を用いて居宅における入浴の援助を行います。 ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努めます。 ③ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

**4. 提供するサービスの内容**

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護は、従業者が利用者のお宅を訪問し、専用車両を用いて、居宅における入浴の援助を行うサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	月～金 午前8時45分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時45分～午後5時30分

## 6. 事業所の職員体制

当事業所では、あなたへ対してのサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1名（兼務）
従業者	看護職員5名以上、介護職員5名以上

## 7. 利用料金

あなたがサービスを利用した場合の利用料金は以下のとおりであり、原則として負担割合証に応じた額です。ただし、区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) サービス利用料金

加算（初回加算を除く）を含む、訪問1回あたりの利用料金、利用者負担額は以下の通りです。

サービス内容 (基本単位数)	利用料金	利用者負担額		
		1割	2割	3割
訪問入浴介護 (1, 266単位)	14, 233円	1, 424円	2, 847円	4, 270円
〃 清拭 (1, 139単位)	12, 806円	1, 281円	2, 562円	3, 842円
介護予防訪問入浴介護 (856単位)	9, 628円	963円	1, 926円	2, 889円
〃 清拭 (770単位)	8, 659円	866円	1, 732円	2, 598円

(注1) 当事業所は介護保険の定める地域区分「6級地」に該当するため、利用料総額は利用単位数に10.42を乗じた金額になります。

(注2) 上記の基本単位数・利用料は、厚生労働大臣が告示で定めるものであり、これが改定された場合は、これら基本単位数・利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数・利用料を书面でお知らせします。

### 【加算】

加算の種類	加算の要件	加算単位数・加算率
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200 単位 (初回利用月に1回)
介護職員等処遇改善 加算Ⅲ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用総単位数の7.9%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

## (2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	当日の利用者負担相当額 (負担割合に関わらずサービス実施予定単位数に 1円を乗じた額)

## (3) 利用の変更・追加

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

## (4) 支払い方法

利用料金額は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月23日までに原則として金融機関口座からの自動引き落としでお支払いください。

## 8. サービスの利用にあたっての留意事項

### (1) サービス提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、訪問入浴介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問入浴介護計画」を作成します。なお、作成した計画書は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- ③サービス提供は「訪問入浴介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問入浴介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

### (2) サービス提供を行う従業者

従業者（看護師、介助員、運転手等）がローテーションにより交替してサービスを提供します。

### (3) サービス実施時の留意事項

- ①定められた業務以外の禁止  
利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ②サービスの実施に関する指示・命令  
サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- ③備品等の使用  
サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更・追加

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業者の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。また、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

## **(5) 従業者の禁止行為**

従業者は、サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③金銭の貸借、管理
- ④飲酒、喫煙
- ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## **(6) 虐待防止に関して**

利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置（管理者）しています。
- ⑤成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥苦情解決体制を整備しています。
- ⑦サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## **(7) 身体拘束に関して**

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的開催します。
- ②その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又はご家族から同意を得ます。

## **(8) 衛生管理に関して**

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い衛生的な管理に努めます。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

## **(9) サービス利用にあたっての禁止事項(利用者・従業者)**

- ①暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ③サービス利用中の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

## **9. 事故、緊急時の対応**

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、居宅介護支援事業所及び保険者に報告することとします。

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者へ連絡をいたします。

## 10. 災害時等によるサービスの変更・中止について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び保険者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者の病状急変等の緊急時には速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者、サービス提供責任者等へ連絡をいたします。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

## 11. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

提供したサービスの実施日時、内容などを記録し、利用者にご確認いただきます。もし内容に間違いがあればご指摘ください。なお、サービス実施記録は、提供日から5年間保存します。

### (2) 記録や情報の管理、開示について

利用者の記録や情報は、岐阜市社会福祉協議会情報公開規定に基づいて適切に管理し、利用者の求めに応じてその情報を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

## 12. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

### (1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

### (2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

### (3) 個人情報の内容(例示)

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ②その他の情報

### (4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

### 13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	0120-294-786 (フリーダイヤル) 058-215-1905
受付時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	岐阜市役所 介護保険課 受付時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	TEL 058-265-4141 (岐阜市役所代表) FAX 058-267-6015
	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	TEL 058-275-9826 FAX 058-275-7635
	岐阜県運営適正化委員会 (岐阜県社会福祉協議会内) 受付時間 月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	TEL 058-278-5136 FAX 058-278-5137
	第三者委員 長屋 克仁 (岐阜市民生委員・児童委員) 白木 美悠紀 (岐阜市赤十字奉仕団)	

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

私は、サービスの提供開始に際し、事業者より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人及び家族代表者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(利用者との続柄)

※この重要事項説明書は、「岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第73号）」第60条（第10条準用）及び「岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第78号）」第52条の2の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。